

講演2「DVとストーカーへの警察の対応」

講師 澤田 浩禎さん（警視庁生活安全総務課 ストーカー対策室規制第一係主査）

●はじめに

平成12年11月にストーカー規制法が制定され、これに伴い、警視庁の生活安全総務課内にストーカー対策室が設置されました。その後、平成27年4月から、ストーカー、DVをはじめとする人身安全関連事案を扱う「人身安全関連事案総合対策本部」として体制が強化され、現在に至っております。

本日は配偶者暴力防止講演会ということですが、DVからストーカーになることもありますので、ストーカー及びDVへの警察の対応等についてお話ししたいと思います。

●ストーカー行為とは

ストーカー行為とは、同一の者に対してつきまとい等を反復して行うことです。「つきまとい等」とは、その前提条件として、恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情があること。もっぱら悪意の感情、たとえば暴言を吐くとか自宅に押しかけるなどの近隣トラブルはストーカー規制法ではなく、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（略して東京都迷惑防止条例）の適用を考えるととなります。

法律では8つの類型を挙げ、これをストーカー行為として取り締まりの対象としています。

- 1号要件：つきまとい・待ち伏せ・押しかけ。尾行してつきまとう、通勤途中に行動先を見張る、自宅に押しかけるなど。押しかける行為で怖いのは、探偵を雇って調べるとか、職場の前で見張っていて、その後を付けて自宅を調べるなど。
- 2号要件：監視していることを告げる行為。どのような行動をしたかなどを告げ、監視していることを気づかせる。
- 3号要件：面会・交際の要求。面会・交際また復縁等の義務のないことを求めてきたり、贈り物を受け取るようにあなたに要求するような行為。よくあるのは、自宅に花束を送り届ける、手紙を毎日のように送るなど。
- 4号要件：著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 5号要件：（これが多いのですが）無言電話、連続した電話、連続メール。改正ストーカー規制法で、この連続メールも対象となった。
- 6号要件：汚物・動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを送り付けてくる。
- 7号要件：名誉を傷つける行為。誹謗・中傷などの名誉を傷つけるような内容を告げたり、文書などを届けるなど。
- 8号要件：性的羞恥心の侵害。猥褻な写真などを自宅に送り付けてきたりインターネット掲示板に掲載したり、電話や手紙で卑猥な言葉を告げ、辱めようとするな

ど。

●ストーカーに対する警察の対応（※1）

主なものとしては、行為者に対する口頭警告、行政手続、刑事手続、相談者に対する被害防止の援助となります。まず警察では、相談者に「意思決定支援手続」という用紙をお見せし、刑事手続を希望するのか、行政手続を希望するのか、援助の支援を希望するのか、口頭警告を希望するのか、相談者の希望に沿った支援をしていくこととなります。

行政手続については、これはDV防止法と違ってストーカー規制法にしかないのですが、書面による警告と禁止命令があります。最初に、相談者（申出人）から警告申出書を受けてから事情聴取や所要の調査を行います。そして警察署で、実際にストーカー行為があったという確認がとれた場合、本人に書面警告を実施することとなります。ほとんどは書面警告で収まるのですが、書面警告を実施しても言うことを聞かない人には、行政命令である禁止命令を行うこととなります。禁止命令に違反すると、禁止命令違反として検挙されます。

禁止命令違反とは別に、最初から刑事手続を希望した場合、告訴状を受理してストーカー行為罪で検挙しています（親告罪）。

●ストーカーに関する援助の措置

被害防止等の交渉を円滑に行うために必要な事項の連絡ということで、相談者に代わって警察が間に入って行為者に連絡をとって、必要な事項を相談者に教示しています。

また、被害防止交渉に関する事項についての助言とか、活動を行っている組織の紹介等も行っています。また、被害防止交渉を行う場所として警察施設を提供していますし、被害防止に資する物品の教示又は貸出も行っています。また、警告、禁止命令等を実施したことを明らかにする書面の交付もしています。

被害を自ら防止するための措置の教示ということで、個々の事案に応じた被害防止措置についてアドバイスをしています。個々の事案によってその対応も違ってくることがDVやストーカーの相談を受ける際の難しさではないかと思います。

平成26年の援助の実施件数は555件で、相談件数の増加とともに支援措置も増えています。

●警察による相談受理時の対応

相談者等の不安を払拭し、安全を確保するため、その心情に十分配慮し、誠実かつ迅速、的確に対応するようにしています。重大事件に発展する可能性を十分含んでいることを念頭におきながらお話をお聞きするようにしています。

●DV防止法の適用状況

DV防止法は、ストーカー規制法と違って、DVの行為があったからDV防止法で取り締まるというのではなく、暴行罪、傷害罪等が適用されます。平成26年度は、それぞれ216件、288件と、ほとんどが暴行、傷害等で検挙しています。

また、裁判所が出す保護命令に違反すると、保護命令違反で検挙されますが、ここ数年、年間数件程度となっています。

●DV事案に対する警察の対応（※2）

警察では、相手方に対して口頭警告、刑事手続、相談者に対する被害防止の援助措置、保護命令発出に伴う対応、専門行政機関等の紹介、引き継ぎ等の対応を行っています。

援助の措置とは、例えば、下記のようなことです。ただし、援助の措置は、殴る、蹴る等による身体的暴力や、「殺すぞ」等の生命・身体に危害を加える旨を告示して行う脅迫がなければならず、精神的暴力のみの場合は、援助の対象にはなっていません。

- ・被害を自ら防止するための措置の教示：避難する際の最小限の持ち出し荷物、物品の整理等の教示等。事件化に備えて暴力があった日時や、診断書をとって証拠化しておくという教示など。
- ・住所又は居所を知られないようにするための措置：住民基本台帳閲覧制限、加害者からの行方不明届出書の不受理等。避難させた居場所を知りたくてわざと、妻が帰ってきてないと届け出る事例もあり、その際には、これは受けない。
- ・被害防止交渉に関する事項についての助言：被害防止交渉には第三者を立ち合わせなさい等、基本的な事項についての助言を行う。
- ・加害者に対する必要な事項の連絡：警察が被害者に代わって、交渉を行う日時、場所等の連絡をとる。
- ・警察施設の利用：被害防止交渉を行う場所として、警察署の会議室等を利用してもらう。

裁判所から保護命令が出ると、保護命令を出した旨の通知が警視庁のストーカー対策室に届きます。それを受けた警察署の担当者は、保護命令が発令となったことを相談者に連絡をし、今後の保護対策等の説明を行います。加害者に対しても警察署が連絡をします。

保護命令とは、加害者に対する接近禁止命令、退去命令、電話禁止命令等ですが、これに違反すると保護命令違反として検挙しますが、その際、刑法に抵触する行為があれば刑法犯で逮捕する場合があります。

●一時保護について

警視庁では昨年（2015年）6月から、被害者が一時避難する際、避難場所としてホテル等の宿泊費を提供することになりました。これにはいくつかの条件があり、被害状況について警察が確認できていること、危害が加えられる危険性があること、宿泊場所の確保が困難であるなどの場合にこの制度が適用されます。これは上限1万1,000円の宿泊代のみ

ですが、昨年は、警視庁管内で 11 件、この制度が活用されました。

●DVには一定のサイクルがある

警察内での研修の際にも話しているのですが、DVには一定のサイクルがあるということを、アメリカの心理学者 レノア・ウォーカーさんは提唱しています。「緊張蓄積期」「暴力爆発期」「ハネムーン期」があって、この3つの時期を循環し、暴力も徐々にエスカレートする傾向があります。

「緊張蓄積期」には、緊張が高まり、非難し、大声で怒鳴ります。そのとき被害者は、言い返せば、また暴力をふるわれるんじゃないか、逆らったら何をされるかわからない、波風を立てないようにしよう、という心理状態に陥ります。

そうすると、「暴力爆発期」には、加害者は殴る、蹴る、首を絞める等の暴力をふるうようになります。暴力をふるわれた被害者は、逃げようと思うのではなく、私が悪いから暴力をふるわれるのだ、子どもには父親が必要、離婚して1人で生活していく自信がない、ということで、逃げようとか別れようという気持ちにはならず、「自分が悪い」という気持ちになってしまいます。

その後、今度は一転して「ハネムーン期」が訪れ、加害者はやさしくなり許しを求めてきます。そのまま暴力が続くのであれば、そこで引き離すことができるのですが、この人は私がいなければだめ、「もうしない」という約束を信じてみよう、私が頑張ればいつか変わるのでは、というような心理状況に陥ります。それがそのまま長く続くわけではなく、また「緊張蓄積期」に戻るというように、それがぐるぐる繰り返され、エスカレートしていきます。

●被害者認識を促す必要

そういった心理状態にある被害者が警察の相談に来られるときに気をつけなければいけないことは、いろいろな理由で避難できない被害者の心情を理解して、「DV被害者はいつでも逃げられるはずなのに逃げようとしなさい」という思い込みをしないこと。そして、「あなたは被害者なのです」という認識を促すこと。暴力は愛情の表現かもしれないと期待を抱いている心理状態にある被害者に対して、「あなたに行われている行為は暴力であり、それは加害者に責任があるのです」という認識を持たせるように話をすること、などです。

言うは易く、実際に携わっている方はご承知のとおり、非常に難しい状況ではないかと思えます。こうした実状を踏まえ、いま警察では人身安全関連事案については組織的対応をとっています。

●おわりに

私どもは、人身安全関連事案について、関係機関や協力団体と連携を図って、今後とも被疑者の検挙と被害者の保護をさらに押し進めていきたいと思っております。

また、加害者対応につきましては、警察庁で予算を取り、心理的・精神医学的なアプローチということで専門機関等と連携をし、今後の枠組み作りをようやく始めたところです。警視庁においても、加害者対応をこれから進めていくところです。

今後とも警察行政全般にわたりご理解・ご協力をいただければありがたいと思っています。

—了—

当日配布資料（※1、※2）下記URL P. 7

<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/seiki/seianki20131206-3.pdf>